

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6746072号  
(P6746072)

(45) 発行日 令和2年8月26日(2020.8.26)

(24) 登録日 令和2年8月7日(2020.8.7)

(51) Int.CI.

G 16 H 40/20 (2018.01)

F 1

G 16 H 40/20

請求項の数 6 (全 14 頁)

(21) 出願番号 特願2016-98726 (P2016-98726)  
 (22) 出願日 平成28年5月17日 (2016.5.17)  
 (65) 公開番号 特開2017-207855 (P2017-207855A)  
 (43) 公開日 平成29年11月24日 (2017.11.24)  
 審査請求日 令和1年5月17日 (2019.5.17)

(73) 特許権者 511113970  
 株式会社インタラクティブソリューションズ  
 東京都千代田区平河町1-4-12  
 (74) 代理人 100098796  
 弁理士 新井 全  
 (72) 発明者 関根 澄  
 東京都千代田区平河町1-4-12 三信平河町ビル5階 株式会社インタラクティブソリューションズ内  
 審査官 上田 威

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】医療従事者紹介装置、医療従事者紹介システム、医療従事者紹介プログラム、医療従事者紹介方法

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

使用に際し、基本説明を受ける必要がある特殊薬剤の継続的使用が必要な患者である特殊薬剤使用患者についての情報である特殊薬剤使用患者情報を記憶する特殊薬剤使用患者情報記憶部と、

当該薬剤の前記基本説明を受けた医療従事者である既説明医療従事者の情報である既説明医療従事者情報を記憶する既説明医療従事者情報記憶部と、

前記特殊薬剤使用患者が使用している当該特殊薬剤の継続的使用を転院後も希望するとき、転院先の医療機関において前記特殊薬剤の前記基本説明を受けた前記医療従事者である希望合致医療従事者を特定し、特定された前記希望合致医療従事者を担当する担当者の端末である担当者端末に受入依頼情報を送信し、

前記希望合致医療従事者が受入可能である受入可能情報を受信した後、前記希望合致医療従事者及び / 又は前記希望合致医療従事者の所属する医療機関の端末に、前記特殊薬剤使用患者情報を提供する構成となっていることを特徴とする医療従事者紹介装置。

## 【請求項 2】

前記希望合致医療従事者が複数存在するときは、前記特殊薬剤の使用頻度情報に基づいて優先順位情報を関連付ける構成となっていることを特徴とする請求項 1 に記載の医療従事者紹介装置。

## 【請求項 3】

転院希望情報を地理的情報を含むときは、前記既説明医療従事者が所属する医療機関の

地理的情報に基づいて前記希望合致医療従事者を特定することを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の医療従事者紹介装置。

**【請求項4】**

前記担当者端末と、

前記希望合致医療従事者及び／又は前記希望合致医療従事者の所属する医療機関の端末と、

これらと通信可能な請求項1乃至請求項3のいずれか1項に記載の前記医療従事者紹介装置と、を備えることを特徴する医療従事者紹介システム。

**【請求項5】**

コンピュータを、使用に際し、基本説明を受ける必要がある特殊薬剤の継続的使用が必要な患者である特殊薬剤使用患者についての情報である特殊薬剤使用患者情報を記憶する特殊薬剤使用患者情報記憶部、当該薬剤の前記基本説明を受けた医療従事者である既説明医療従事者の情報である既説明医療従事者情報を記憶する既説明医療従事者情報記憶部として機能させ、10

前記特殊薬剤使用患者が使用している当該特殊薬剤の継続的使用を転院後も希望するとき、転院先の医療機関において前記特殊薬剤の前記基本説明を受けた前記医療従事者である希望合致医療従事者を特定し、特定された前記希望合致医療従事者を担当する担当者の端末である担当者端末に受入依頼情報を送信し、前記希望合致医療従事者が受入可能である受入可能情報を受信した後、前記希望合致医療従事者及び／又は前記希望合致医療従事者の所属する医療機関の端末に、前記特殊薬剤使用患者情報を提供するように機能させるための医療従事者紹介プログラム。20

**【請求項6】**

使用に際し、基本説明を受ける必要がある特殊薬剤の継続的使用が必要な患者である特殊薬剤使用患者についての情報である特殊薬剤使用患者情報を特殊薬剤使用患者情報記憶部に記憶し、

当該薬剤の前記基本説明を受けた医療従事者である既説明医療従事者の情報である既説明医療従事者情報を既説明医療従事者情報記憶部に記憶し、

前記特殊薬剤使用患者が使用している当該特殊薬剤の継続的使用を転院後も希望するとき、転院先の医療機関において前記特殊薬剤の前記基本説明を受けた前記医療従事者である希望合致医療従事者を特定し、特定された前記希望合致医療従事者を担当する担当者の端末である担当者端末に受入依頼情報を送信し、30

前記希望合致医療従事者が受入可能である受入可能情報を受信した後、前記希望合致医療従事者及び／又は前記希望合致医療従事者の所属する医療機関の端末に、前記特殊薬剤使用患者情報を提供する構成となっていることを特徴とする医療従事者紹介方法。

**【発明の詳細な説明】**

**【技術分野】**

**【0001】**

本発明は、医療従事者の治療を受けている患者の転院先等を紹介する医療従事者紹介装置、医療従事者紹介システム、医療従事者紹介プログラム、医療従事者紹介方法に関するものである。40

**【背景技術】**

**【0002】**

従来、急性期型病院に入院している患者を、療養型病院に転院させるときに、患者の症状に応じた適切な病院を探し出すための医療連携支援システムの提案がなされている（例えば、特許文献1等）。

**【先行技術文献】**

**【特許文献】**

**【0003】**

【特許文献1】特開2008-129620号公報

**【発明の概要】**

10

20

30

40

50

**【発明が解決しようとする課題】****【0004】**

ところで、病院に入院している患者が、例えば、がん患者の場合は、副作用の発現率が極めて高いが効果のある抗がん剤を使用している場合あり、かかる抗がん剤を医師等が処方するときは、当該抗がん剤の製造元の製薬会社による処方説明会等を受講し、あるいは製薬会社・学会等に薬剤の使用許諾を受ける必要がある。

しかし、そのような処方説明会等の受講経験等がある医師等が所属している病院等を探し出すことは極めて困難であり、例えば、患者が同じ抗がん剤を継続使用しながら、自宅付近の病院等への転院を希望する場合、適切な医師等が所属する病院を発見することは、特に困難になるという問題があった。

10

**【0005】**

そこで、本発明は、製薬会社等による説明を受講等する必要のある特殊な薬剤であっても、かかる薬剤の説明の受講歴等がある医師等の医療従事者を速やかに紹介することのできる医療従事者紹介装置、医療従事者紹介システム、医療従事者紹介プログラム、医療従事者紹介方法を提供することを目的とする。

**【課題を解決するための手段】****【0006】**

前記目的は、本発明によれば、使用に際し、基本説明を受ける必要がある特殊薬剤の継続的使用が必要な患者である特殊薬剤使用患者についての情報である特殊薬剤使用患者情報を記憶する特殊薬剤使用患者情報記憶部と、当該薬剤の前記基本説明を受けた医療従事者である既説明医療従事者の情報である既説明医療従事者情報を記憶する既説明医療従事者情報記憶部と、前記特殊薬剤使用患者が使用している当該特殊薬剤の継続的使用を転院後も希望するとき、転院先の医療機関において前記特殊薬剤の前記基本説明を受けた前記医療従事者である希望合致医療従事者を特定し、特定された前記希望合致医療従事者を担当する担当者の端末である担当者端末に受入依頼情報を送信し、前記希望合致医療従事者が受入可能である受入可能情報を受信した後、前記希望合致医療従事者及び／又は前記希望合致医療従事者の所属する医療機関の端末に、前記特殊薬剤使用患者情報を提供する構成となっていることを特徴とする医療従事者紹介装置により達成される。

20

**【0007】**

前記構成によれば、使用に際し、基本説明を受ける必要がある特殊薬剤（例えば、分子標的抗がん剤等）の継続的使用が必要な患者の情報である特殊薬剤使用患者情報（分子標的抗がん剤等を使用している患者の自宅所在地区、服用期間等の情報）を記憶する特殊薬剤使用患者情報記憶部を有している。

30

また、当該薬剤の基本説明を受けた医療従事者（例えば、医師、がん専門薬剤師等）の情報である既説明医療従事者情報（医師やがん専門薬剤師等の所属病院、その病院の住所情報、当該分子標的抗がん剤等の使用歴情報等）を記憶する既説明医療従事者情報記憶部も有している。

このため、特殊薬剤使用患者の転院希望情報（例えば、自宅所在地区近くの病院の医師）に基づいて、希望に合致する医療従事者を特定することができる。

**【0008】**

40

また、特定された希望合致医療従事者を担当する医薬情報担当者（例えば、MR）の端末に受入依頼情報を送信し、MR等に当該希望合致医療従事者である医師等に、前記患者の受入が可能か否かを打診させることができる。

したがって、本発明は、製薬会社等による説明を受講等する必要のある特殊な薬剤であっても、かかる薬剤の説明の受講歴等がある医師等の医療従事者を速やかに紹介し、その受入可能性を打診させることができる。

また、希望医療従事者である医師等が受入可能である受入可能情報を受信した後、希望医療従事者及び／又は希望医療従事者の所属する医療機関（例えば、病院）の端末に、前記特殊薬剤使用患者情報を提供する構成となっている。

このため、当該患者の例えば、分子標的抗がん剤等の特殊薬剤の服用履歴や副作用等の

50

情報を速やかに受入先の医師等に提供することができる。

【0009】

好ましくは、前記希望合致医療従事者が複数存在するときは、前記特殊薬剤の使用頻度情報に基づいて優先順位情報を関連付ける構成となっていることを特徴とする。

【0010】

前記構成によれば、希望合致医療従事者が複数存在するときは、特殊薬剤の使用頻度情報（例えば、使用回数等）に基づいて優先順位情報を関連付ける構成となっているので、より当該薬剤の投与に熟練している医師等を優先的に紹介することができる。

【0011】

好ましくは、転院希望情報が地理的情報を含むときは、前記既説明医療従事者が所属する医療機関の地理的情報に基づいて前記希望合致医療従事者を特定することを特徴とする。  
10

【0012】

前記構成によれば、転院希望情報が地理的情報（例えば、患者の自宅から近い等）を含むときは、既説明医療従事者が所属する医療機関（例えば、病院）の地理的情報（例えば、住所）に基づいて希望合致医療従事者を特定する。

このため、当該患者の希望に合致した病院等を速やかに特定することができる。

【0013】

好ましくは、前記担当者端末と、前記希望合致医療従事者及び／又は前記希望合致医療従事者の所属する医療機関の端末と、これらと通信可能な請求項1乃至請求項3のいずれか1項に記載の前記医療従事者紹介装置と、を備えることを特徴する。  
20

【0014】

前記目的は、本発明によれば、コンピュータを、使用に際し、基本説明を受ける必要がある特殊薬剤の継続的使用が必要な患者である特殊薬剤使用患者についての情報である特殊薬剤使用患者情報を記憶する特殊薬剤使用患者情報記憶部、当該薬剤の前記基本説明を受けた医療従事者である既説明医療従事者情報である既説明医療従事者情報を記憶する既説明医療従事者情報記憶部として機能させ、前記特殊薬剤使用患者が使用している当該特殊薬剤の継続的使用を転院後も希望するとき、転院先の医療機関において前記特殊薬剤の前記基本説明を受けた前記医療従事者である希望合致医療従事者を特定し、特定された前記希望合致医療従事者を担当する担当者の端末である担当者端末に受入依頼情報を送信し、前記希望合致医療従事者が受入可能である受入可能情報を受信した後、前記希望合致医療従事者及び／又は前記希望合致医療従事者の所属する医療機関の端末に、前記特殊薬剤使用患者情報を提供するように機能させるための医療従事者紹介プログラムにより達成される。  
30

【0015】

前記目的は、本発明によれば、使用に際し、基本説明を受ける必要がある特殊薬剤の継続的使用が必要な患者である特殊薬剤使用患者についての情報である特殊薬剤使用患者情報を特殊薬剤使用患者情報記憶部に記憶し、当該薬剤の前記基本説明を受けた医療従事者である既説明医療従事者情報である既説明医療従事者情報を既説明医療従事者情報記憶部に記憶し、前記特殊薬剤使用患者が使用している当該特殊薬剤の継続的使用を転院後も希望するとき、転院先の医療機関において前記特殊薬剤の前記基本説明を受けた前記医療従事者である希望合致医療従事者を特定し、特定された前記希望合致医療従事者を担当する担当者の端末である担当者端末に受入依頼情報を送信し、前記希望合致医療従事者が受入可能である受入可能情報を受信した後、前記希望合致医療従事者及び／又は前記希望合致医療従事者の所属する医療機関の端末に、前記特殊薬剤使用患者情報を提供する構成となっていることを特徴とする医療従事者紹介方法により達成される。  
40

【発明の効果】

【0016】

本発明は、製薬会社等による説明を受講等する必要のある特殊な薬剤であっても、かかる薬剤の説明の受講歴等がある医師等の医療従事者を速やかに紹介することのできる医療  
50

従事者紹介装置、医療従事者紹介システム、医療従事者紹介プログラム、医療従事者紹介方法を提供することができるという利点がある。

【図面の簡単な説明】

【0017】

【図1】本発明の医療従事者紹介システムである例えば、地域医療連携システム1の主な構成を示す概略図である。

【図2】図1の管理サーバ10の主な構成を示す概略ブロック図である。

【図3】第1の各種情報記憶部の主な内容を示す概略ブロック図である。

【図4】第2の各種情報記憶部の主な内容を示す概略ブロック図である。

【図5】第3の各種情報記憶部の主な内容を示す概略ブロック図である。 10

【図6】第4の各種情報記憶部の主な内容を示す概略ブロック図である。

【図7】第5の各種情報記憶部の主な内容を示す概略ブロック図である。

【図8】本システムの主な動作例を示す概略フローチャートである。

【図9】本システムの主な動作例を示す他の概略フローチャートである。

【図10】本システムの主な動作例を示す他の概略フローチャートである。

【図11】本システムの主な動作例を示す他の概略フローチャートである。

【発明を実施するための形態】

【0018】

以下、この発明の好適な実施の形態を添付図面等を参照しながら、詳細に説明する。

尚、以下に述べる実施の形態は、本発明の好適な具体例であるから、技術的に好ましい種々の限定が付されているが、本発明の範囲は、以下の説明において特に本発明を限定する旨の記載がない限り、これらの態様に限られるものではない。 20

【0019】

図1は、本発明の医療従事者紹介システムである例えば、地域医療連携システム1の主な構成を示す概略図である。

図1に示すように、本システム1は、使用に際し、医療従事者である例えば、医師やがん専門薬剤師等が基本説明を受ける必要がある特殊薬剤である例えば、分子標的抗がん剤である「X薬剤」を製造するZ製薬会社が管理する医療従事者紹介装置である例えば、管理サーバ10を有している。 30

【0020】

また、図1に示すように、医療機関である例えば、A病院には、医師である例えば、B医師端末2やがん専門の薬剤師であるGがん専門薬剤師の端末(Gがん専門薬剤師端末3)等を備えている。

図1に示すB病院も同様に医師であるD医師のD医師端末4及びHがん専門薬剤師端末5を備えている。

そして、これらB医師端末2、Gがん専門薬剤師端末3、D医師端末4及びHがん専門薬剤師端末5は、図1に示すように、インターネット網6を介して、管理サーバ10と通信可能な構成となっている。

【0021】

また、本システム1は、W製薬会社の従業員で医薬情報担当者である例えば、MR(Medical Representative)であるZ氏が所持する医薬情報担当者端末である例えば、MR(Z)端末7や、MRであるY氏が所持するMR(Y)端末8を有し、これらの端末7、8は、基地局9a、9bを介してインターネット網6に接続されている。

したがって、端末7、8は、インターネット網6を介して、管理サーバ10、B医師端末2、Gがん専門薬剤師端末3、D医師端末4及びHがん専門薬剤師端末5と通信可能な構成となっている。

【0022】

図1に示す、MR(Z)端末7、MR(Y)端末8、管理サーバ10、B医師端末2、Gがん専門薬剤師端末3、D医師端末4及びHがん専門薬剤師端末5は、コンピュータを 50

有し、コンピュータは、図示しないCPU(Central Processing Unit)、RAM(Random Access Memory)、ROM(Read Only Memory)等を有し、これらは、バス等を介して接続されている。

#### 【0023】

図2は、図1の管理サーバ10の主な構成を示す概略ブロック図である。

図2に示すように、管理サーバ70は、「制御部11」を有し、制御部11は、「通信装置12」、「ディスプレイ13」及び「各種情報入力装置14」を制御する。

また、制御部11は、図2に示す「第1の各種情報記憶部20」、「第2の各種情報記憶部30」、「第3の各種情報記憶部40」、「第4の各種情報記憶部50」及び「第5の各種情報記憶部60」も制御する。

10

#### 【0024】

図3乃至図7は、それぞれ「第1の各種情報記憶部20」、「第2の各種情報記憶部30」、「第3の各種情報記憶部40」、「第4の各種情報記憶部50」及び「第5の各種情報記憶部60」の主な内容を示す概略ブロック図である。これらの内容については後述する。

#### 【0025】

図8乃至図11は、本システム1の主な動作例を示す概略フローチャートである。

本実施の形態では、病院Aにがん治療で入院中の患者に医師BがW製薬会社の「X薬剤」を処方する場合を例に以下、説明する。

なお、本実施の形態では、以下、医師の例を中心に説明するが、X薬剤を扱う「がん専門薬剤師」等についても、医師と同様に対象となっている。がん専門薬剤師の場合も医師と同様、又は準じた取り扱いとなるため、その説明を省略する。

20

#### 【0026】

なお、図1のW製薬会社の管理サーバ10には、図3に示すように、「全国病院情報記憶部21」を有している。同記憶部21には「病院名」「病院住所」「診療科種類」「病床数」「院長」「所属医師名」「医師ID」「医師PW」「担当MR」等の情報が含まれている。

また、「MRメールアドレス記憶部22」も有し、この記憶部22には、各MRの端末と通信するためのメールアドレスが記憶されている。

#### 【0027】

30

この状態で、先ず、図8のステップ(以下「ST」とする。)1で、B医師が、図1に示す「B医師端末2」を介して、W製薬会社の管理サーバ10にアクセスし、自己のIDとパスワードを入力し、「X薬剤の説明会受講」の申し込みを実行する。

すると、この「X薬剤の説明会受講」の申し込みがあった医師Bの医師IDが図3の「X薬剤説明会受講申込み情報記憶部23」に記憶される。

なお、使用に際し、医療従事者である例えば、医師やがん専門薬剤師等が基本説明を受ける必要がある本発明の特殊薬剤(例えば、X薬剤)の使用には、上述のように、医師等が製薬会社による説明会を受講する他、製薬会社・学会等からX薬剤の使用許諾を受ける場合も含まれるが、本実施の形態では、医師等がW製薬会社から「X薬剤」の説明会を受講する場合を例に説明する。

40

#### 【0028】

次いで、ST2へ進む。ST2では、管理サーバ10の図3の「X薬剤処方医師データ生成処理部(プログラム)24」が動作し、「X薬剤説明会受講申込み情報記憶部23」の医師IDに基づき、「全国病院情報記憶部21」を参照し、B医師の「B医師データ」を生成し、図4の「医師データ記憶部31」に記憶する。

なお、「医師データ(例えば、B医師データ)」には、図4に示すように、当該医師、例えば、B医師が所属する病院名、病院住所、病床数、診療科、X薬剤説明会受講有無、担当MR等が記憶されている。

#### 【0029】

次いで、ST3へ進む。ST3では、図4の「MR説明会指示処理部(プログラム)3

50

2」が動作し、「B 医師データ」の「担当MR（例えば、Z）」の情報に基づき、「MR メールアドレス記憶部22」の担当MR（Z）のメールアドレスを取得する。

そして、同メールアドレスに「A 病院のB 医師に「X 薬剤の説明会」を実施するように指示する旨のメールを送信する。

したがって、X 薬剤の説明会の説明が基本説明の一例となっている。

#### 【0030】

このメールを図1のB 医師端末2で受信したMR（Z）は、A 病院のB 医師に面談し、X 薬剤の説明会を実施すると共に、X 薬剤を投与する予定の患者、例えば、氏名は匿名で、番号が「ID001」の患者情報（例えば、服用期間、服用量、病状推移、副作用、担当医師、自宅所在地区等）の提供を依頼する。

10

この患者情報が、「特殊薬剤使用患者情報」の一例となっている。

#### 【0031】

次いで、ST4へ進む。ST4では、MR（Z）が自己の端末であるMR（Z）端末7から管理サーバ10にアクセスし、図4の「B 医師データ」の「X 薬剤説明会受講有無」に「有り」のデータを入力する。

したがって、B 医師データが「既説明医療従事者情報」の一例となっており、図4の医師データ記憶部31が、「既説明医療従事者情報記憶部」の一例となっている。

#### 【0032】

したがって、本実施の形態では、X 薬剤の使用に必要な説明を受けた医師等の各種データを医師データとして、管理サーバ10に記憶させることができる。

20

#### 【0033】

次いで、ST5へ進む。ST5では、「B 医師端末2」又は「MR（Z）端末7」から患者情報の入力があったか否かを判断し、入力があったときは、B 医師端末2又はMR（Z）端末7から送信された患者情報等を「受信患者情報記憶部33」に暫定的に記憶する。

#### 【0034】

次いで、ST7へ進む。ST7では、図4の「X 薬剤服用患者データ生成処理部（プログラム）34」が動作し、「受信患者情報記憶部33」の情報に基づき、当該患者、例えば、患者ID001の「X 薬剤服用C 患者データ」（図5参照）を生成し、図5の「X 薬剤服用患者情報記憶部41」に記憶する。

30

すなわち、X 薬剤服用患者情報記憶部41が、特殊薬剤使用患者情報記憶部の一例となっている。

#### 【0035】

このように、本実施の形態では、X 薬剤を使用する患者（ID001）の患者情報を管理サーバ10に蓄積することができる構成となっている。

#### 【0036】

次いで、図9乃至図11のフローチャートを用いて、上述のA 病院でB 医師より「X 薬剤」を投与されている患者（ID001）が、自宅付近の病院に転院し、かつ、継続的にX 薬剤を使用することを希望し、この希望に基づき医師が所属する病院を紹介する例を以下、説明する。

40

#### 【0037】

先ず、図9のST11で、B 医師が、自己のB 医師端末2を介して、管理サーバ10に、患者ID情報（001）と共に「転院先紹介依頼」情報を送信する。

例えば、ID001の患者の自宅近くの病院で、X 薬剤の投与を円滑に受けられる病院の紹介依頼を送信する。

なお、この「病院の紹介依頼」が転院希望情報の一例となっている。

#### 【0038】

次いで、ST12へ進む。ST12では、管理サーバ10は、受信した「患者ID情報」（例えば、ID001を図5の「転院対象患者情報記憶部42」に記憶する。

次いで、ST13へ進む。ST13では、図5の「患者所在地区特定処理部（プログラ

50

ム) 4 3」が動作し、図5の「転院対象患者情報記憶部4 2」の「患者ID情報(0 0 1)」に基づき、図5の「X薬剤服用患者情報記憶部4 1」を参照し、該当する「X薬剤服用患者(ID 0 0 1)データ」を特定する。

そして、当該患者(ID 0 0 1)の「自宅所在地区」情報を取得し、図5の「所在地区情報記憶部4 4」に記憶する。

#### 【0 0 3 9】

次いで、ST 1 4へ進む。ST 1 4では、図6の「基準範囲医師データ検索処理部(プログラム)5 1」が動作し、図4の「医師データ記憶部3 1」を参照し、図5の「所在地区情報記憶部4 4」の「所在地区」の半径10km以内に住所がある病院(ただし、現在治療を受けている病院(A病院)を除く)に所属し、「X薬剤説明会受講」済みである「医師データ(例えば、D医師データ、F医師データ等)」の有無を判断する。10

この「所在地区」の半径10km以内に住所がある病院が「地理的情報」の一例となっている。

#### 【0 0 4 0】

次いで、ST 1 5へ進み、上述の条件に合致する「医師データ(例えば、D医師データ、F医師データ等)」が存在すると判断されると、ST 1 6へ進む。

ST 1 6では、該当する「医師データ(例えば、D医師データ、F医師データ等)」を図6の「受講済み医師データ記憶部5 2」に記憶する。

この「受講済み医師データ記憶部5 2」に記憶される医師データの医師が「希望合致医療従事者」の一例である。20

#### 【0 0 4 1】

したがって、管理サーバ1 0は、当該患者(ID 0 0 1)の自宅所在地区付近、例えば、半径10km内に存在する病院に所属し、「X薬剤説明会受講」済みである「医師データ」を抽出し、記憶することができる。

#### 【0 0 4 2】

一方、図9のST 1 5で、存在しないと判断されたときは、ST 1 7へ進む。

ST 1 7では、図6の「拡大範囲医師データ検索処理部(プログラム)5 3」が動作し、「医師データ記憶部3 1」を参照し、図5の「所在地区情報記憶部4 4」の「所在地区」の半径20km以内に住所がある病院(ただし、現在治療を受けている病院を除く)に所属し、「X薬剤説明会受講」済みである「医師データ(例えば、D医師データ、F医師データ等)」の有無を判断する。30

#### 【0 0 4 3】

すなわち、ST 1 4及びST 1 5より広い範囲の「医師データ」を検索する。これにより管理サーバ1 0は、当該患者(ID 0 0 1)の自宅所在地区付近で、上記の半径10kmより広い範囲で、かつ自宅所在地区付近の例えば、半径20km内に存在する病院に所属し、「X薬剤説明会受講」済みである「医師データ」の有無を判断することができる。

#### 【0 0 4 4】

次いで、ST 1 8へ進み、半径20km以内に存在しないときは、当該患者(ID 0 0 1)の自宅所在地区付近に該当する病院がないとして、終了する。

#### 【0 0 4 5】

一方、存在するときは、ST 1 6へ進み、管理サーバ1 0は、当該患者(ID 0 0 1)の自宅所在地区付近で、上記の半径10kmより広い範囲で、かつ自宅所在地区付近の例えば、半径20km内に存在する病院に所属し、「X薬剤説明会受講」済みである「医師データ」を抽出し、記憶することができる。40

#### 【0 0 4 6】

次いで、ST 1 9へ進む。ST 1 9では、管理サーバ1 0は、図6の「受講済み医師データ記憶部5 2」に複数の医師データが存在するか否かを判断し、複数の医師データが存在するときは、ST 2 0へ進む。

ST 2 0では、図6の「医師データ優先順位生成処理部(プログラム)5 4」が動作し、図5の「X薬剤服用患者情報記憶部4 1」の患者の「X薬剤服用患者(ID 0 0 2等)50

データ」を参照する。

そして、図6の「受講済み医師データ記憶部52」の医師が担当し、X薬剤を投与した投与(服用)履歴情報(投与(服用)回数等)を抽出し、投与(服用)回数が多い順に「受講済み医師データ記憶部52」の「医師データ」に優先順位を付けて記憶する。

#### 【0047】

したがって、この「投与(服用)履歴情報(投与(服用)回数等)」が「使用頻度情報」の一例となっている。

#### 【0048】

また、このように、「投与(服用)回数等」が多い順に医師に優先順位を付けることで、後述するように、当該X薬剤の投与に熟練している医師を優先的に紹介することができる。

#### 【0049】

次いで、ST21へ進む。ST21では、管理サーバ10が「受講済み医師データ記憶部52」に同じ優先順位の「医師データ」が複数存在するか否かを判断する。

すなわち、投与回数が同じ医師が存在するか否かを判断し、存在するときは、ST22へ進む。

ST22では、図6の「第2の医師データ優先順位生成処理部(プログラム)55」が動作し、図4の「医師データ記憶部31」を参照し、同じ優先順位の「医師データ」の「病院住所」と「所在地区情報記憶部」の「所在地区」の距離を比較し、直線距離が短い「医師データ」の優性順位を上位にする。

#### 【0050】

すなわち、ST20で、同じ「投与(服用)回数等」で、優先順位が同じ医師が複数、存在するときは、患者所在地区に近い順に優先順位を付し、後述するように、より患者の自宅から近い病院に所属する医師を優先的に紹介する構成となっている。

#### 【0051】

次いで、ST23へ進む。ST23では、図7の「MR端末打診依頼送信処理部(プログラム)61」が動作し、図6の「受講済み医師データ記憶部52」を参照し、優先順位が最も高い「医師データ」の「担当MR」を特定する。

次いで、図3の「MRメールアドレス記憶部22」を参照し、「担当MR」のメールアドレスを取得し、「当該患者(ID001)の受け入れが可能か否かの打診依頼」を当該MRの端末(「MR(Y)端末8」)に送信し、当該「医師データ」に処理済みのフラグを付する。

#### 【0052】

この打診依頼メールを受信した例えば、図1の「MR(Y)端末8」の所持者であるMR(Y)は、自己の担当の医師、例えば、E病院のD医師等を訪問し、A病院に入院中の患者(ID001)の受け入れが可能か否かを打診し、その結果を自己の「MR(Y)端末8」を介して管理サーバ10へ送信する。

#### 【0053】

ST24で、「MR(Y)端末8」から受け入れ可能の情報を入力されたか否かを判断し、受け入れ可能でない場合は、ST25へ進む。

ST25では、図6の「受講済み医師データ記憶部52」を参照し、処理済みフラグが付されていない「医師データ」が存在するか否かを判断し、ST26で、存在すると判断されたときは、ST27へ進む。

#### 【0054】

ST27では、図7の「第2のMR端末打診依頼送信処理部(プログラム)62」が動作し、「受講済み医師データ記憶部52」を参照し、「処理済みフラグ」が付されていない「医師データ」のうち、優先順位が最も高い「医師データ」の「担当MR」を特定する。

次いで、「MRメールアドレス記憶部22」を参照し、「担当MR」のメールアドレスを取得し、「当該患者(ID001)」の受け入れが可能か否かの打診依頼」を当該MR

10

20

30

40

50

の端末に送信し、当該「医師データ」に処理済みのフラグを付する。

【0055】

したがって、本実施の形態では、当該患者（ID001）の希望により適っている優先順位の高い「医師データ」の順に「転院受け入れの打診」を自動的に行うことができる構成となっている。

【0056】

ST24で、管理サーバ10が、受け入れ可能の情報を受信したときは、ST28へ進む。

ST28では、図7の「患者情報送信処理部（プログラム）63」が動作し、図5の「X薬剤服用患者情報記憶部41」の当該患者（ID001）の「X薬剤服用患者（ID001）データ」を、受け入れ可能な医師の医師端末、例えば、図1の「D医師端末4」等に送信する。  
10

なお、本実施の形態と異なり、当該医師の所属する病院の端末に上記「X薬剤服用患者（ID001）データ」を送信する構成としても構わない。

【0057】

これにより、当該患者（ID001）を受け入れる医師D等に当該X薬剤の服用履歴や副作用の発現等の情報を速やかに提供することができる。

このように、本実施の形態では、患者（ID001）の転院希望情報（例えば、自宅所在地区近くの病院の医師）に基づいて、希望に合致する医師や病院を迅速且つ精度良く特定することができる。  
20

また、患者（ID001）の条件に合致した医師を担当するMRの端末に受入依頼情報を送信し、MRが医師等に、患者の受入が可能か否かを打診させるので、受け入れ打診を確実に行うことができる。

したがって、本発明は、W製薬会社による説明を受講する必要のある特殊な薬剤であるX薬剤等あっても、かかる薬剤の説明の受講歴がある医師を速やかに紹介し、その受入可能性を迅速に打診させることができる。

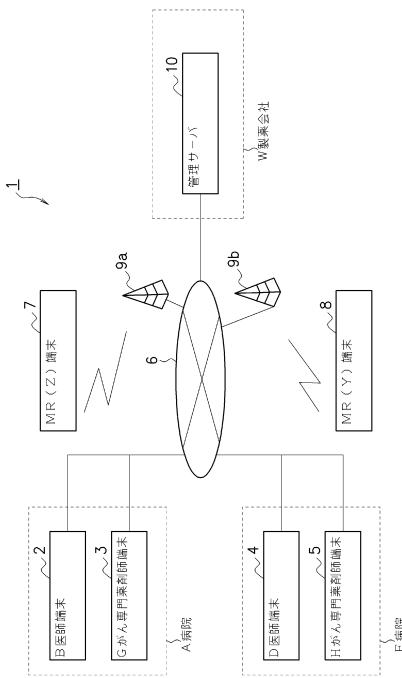
【0058】

なお、本発明は上述の実施の形態に限らない。

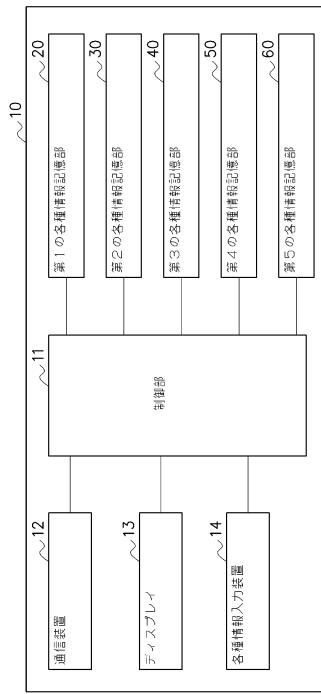
【符号の説明】

【0059】  
1・・・地域医療連携システム、2・・・B医師端末、3・・・Gがん専門薬剤師端末、4・・・D医師端末、5・・・Hがん専門薬剤師端末、6・・・インターネット網、7・・・MR（Z）端末、8・・・MR（Y）端末、9a、9b・・・基地局、10・・・管理サーバ、11・・・制御部、12・・・通信装置、13・・・ディスプレイ、14・・・各種情報入力装置、20・・・第1の各種情報記憶部、21・・・全国病院情報記憶部、22・・・MRメールアドレス記憶部、23・・・X薬剤説明会受講申込み情報記憶部、24・・・X薬剤処方医師データ生成処理部（プログラム）、30・・・第2の各種情報記憶部、31・・・医師データ記憶部、32・・・MR説明会指示処理部（プログラム）、33・・・受信患者情報記憶部、34・・・X薬剤服用患者データ生成処理部（プログラム）、40・・・第3の各種情報記憶部、41・・・X薬剤服用患者情報記憶部、42・・・転院対象患者情報記憶部、43・・・患者所在地区特定処理部（プログラム）、44・・・所在地区情報記憶部、50・・・第4の各種情報記憶部、51・・・基準範囲医師データ検索処理部（プログラム）、52・・・受講済み医師データ記憶部、53・・・拡大範囲医師データ検索処理部（プログラム）、54・・・医師データ優先順位生成処理部（プログラム）、55・・・第2の医師データ優先順位生成処理部（プログラム）、60・・・第5の各種情報記憶部、61・・・MR端末打診依頼送信処理部（プログラム）、62・・・第2のMR端末打診依頼送信処理部（プログラム）、63・・・患者情報送信処理部（プログラム）  
30  
40

【 四 1 】

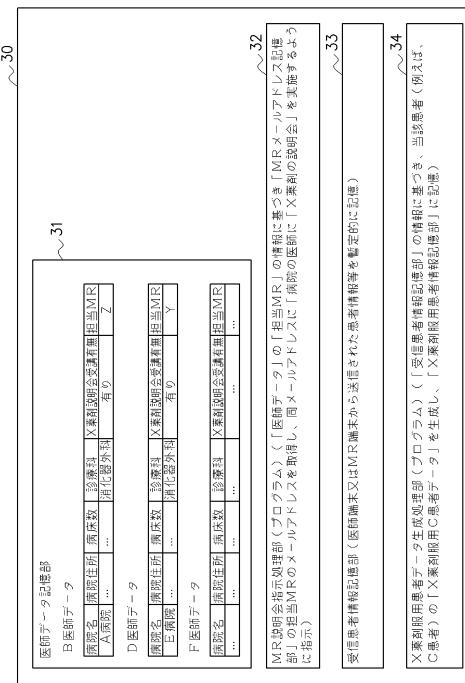


【 义 2 】

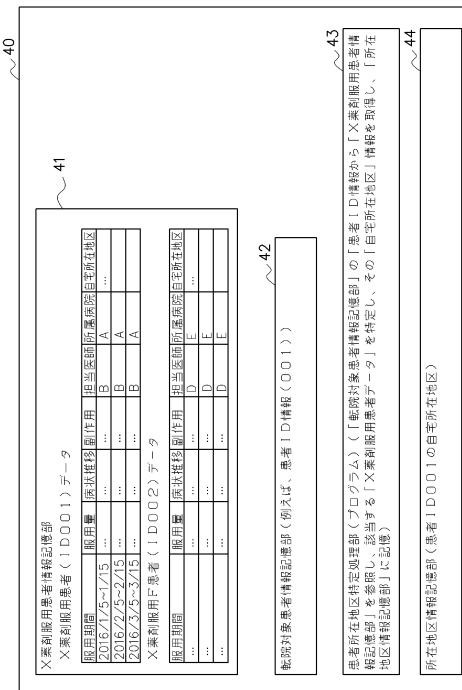


【 义 3 】

【 図 4 】



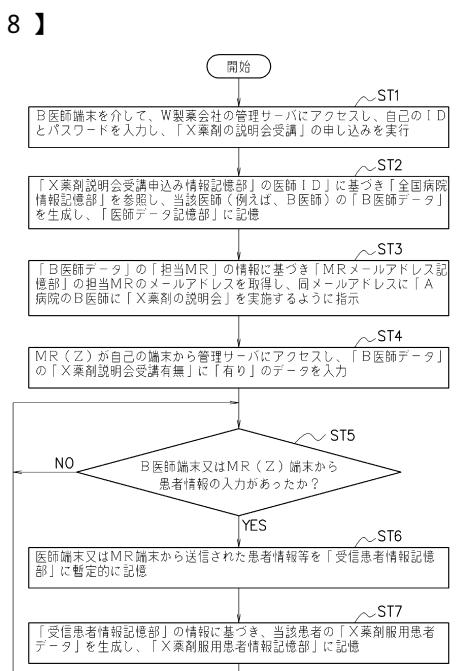
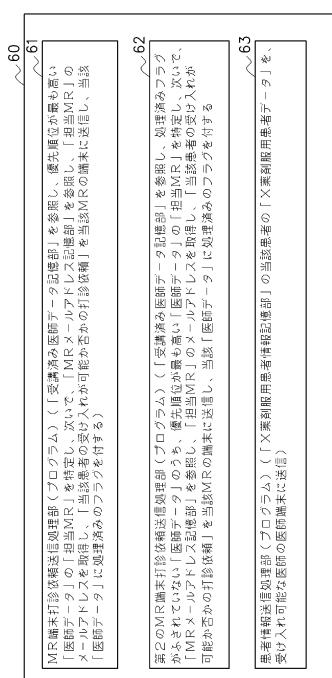
【図5】



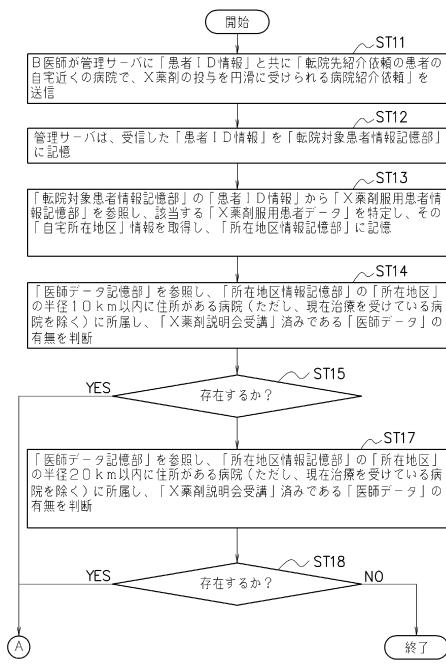
【 四 6 】



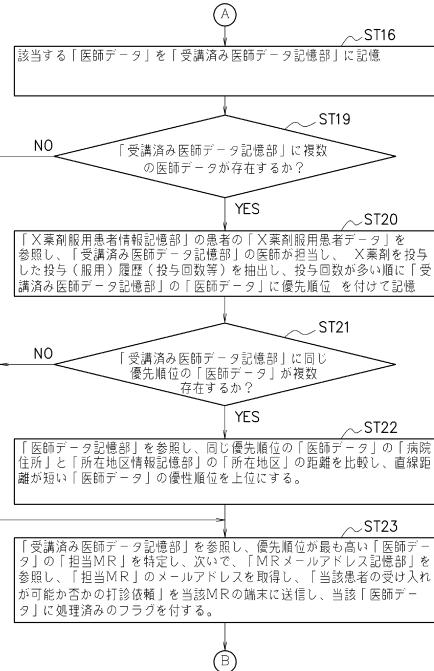
( 7 )



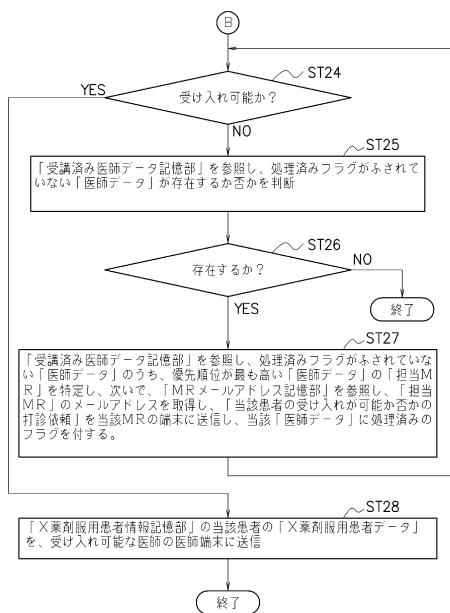
【図9】



【図10】



【図11】



---

フロントページの続き

(56)参考文献 特開2005-258854(JP,A)  
特開2012-238103(JP,A)  
特開2013-073586(JP,A)  
特開2010-237833(JP,A)  
米国特許出願公開第2009/0292555(US,A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G 16 H 10 / 00 - 80 / 00